

農地法第4条・5条許可申請書（届出書）の添付書類

区分 必要書類		市街化調整区域 都市計画区域外 許可申請：県知事へ		市街化区域 届出：町農業委員会へ		添付書類内容・その他
		第4条	第5条	第4条	第5条	
許可申請書及び(届出書)		3	4	2	3	※譲渡人及び譲受人が2人以上の場合は別紙様式②にも記入
住民票(抄本)	譲渡人	原本1 写し1	原本1 写し1	原本1	原本1	※原則としては必要なし。 但し登記簿の住所が現住所と異なる場合は添付する。
土地登記簿謄本		原本1 写し1	原本1 写し1	原本1	原本1	那覇地方法務局
公 図		原本1 写し1	原本1 写し1	原本1	原本1	那覇地方法務局
見取り図		2	2	1	1	
配置図及び平面図		2	2	1	1	配置図は、建物だけではなく 駐車スペース、庭園等についても図で示すこと。
事業計画書及び計画図 (資材置場、駐車場等の場合)		2	2	1	1	既存施設がある場合は、現況図と写真も添付すること。
仮換地証明書の写し (区画整理地内のみ添付する)		/	/	1	1	届出(伊弉、屋宜原地区) 都市整備課 TEL998-6989
①売買契約書 ②贈与証明 ③土地使用貸借契約書(無償貸借) ④土地建物貸借契約書(有償)		/	2	/	1	①～④の内、該当する契約書の写し
委任状		原本1 写し1	原本1 写し1	原本1	原本1	※代理申請の場合必要
代替地を検討した書面		2	2	/	/	様式第5号の14 (検討した土地の位置を示す図面を添付する)
水道配管図 (給配水管施設任意図)		2	2	/	/	南部水道企業団(管理課) TEL998-2897-840-7677
資金計画書及び 資金調達を確認できる資料		原本1 写し1	原本1 写し1	/	/	①預金残高証明/通帳の写し ②融資証明書、内諾書、事前審査(仮審査)結果通知書等
集落排水図 (後原・新城・長毛・港川のみ必要)		2	2	/	/	土木建設課 TEL998-2623
航空写真(A4)		沖縄県へ進達する書類として農業委員会で作成します。 ※有料1枚500円×2で1000円です。(届出は必要ありません。)				
法人の登記簿謄本		原本1 写し1	原本1 写し1	原本1	原本1	※法人の方が申請する場合又は譲受人または譲渡人に法人が含まれる場合も必要です。
法人の定款		2	2	1	1	
*上記のいずれか一つを提出して下さい。						
開発行為許可申請書(写し) 又は許可不要証明の確認		申請地面積が1000㎡以上の場合、八重瀬町開発行為の手続きが必要となります。 事前に担当課への確認が必要です。			土木建設課 TEL998-2623	

●許可申請書の受付は毎月1日から10日まで。(10日が土日・祝祭日の場合は、翌日開庁日まで)

●転用許可申請を出してから許可が下りるまでは、最短で許可申請が2ヶ月 届出は1週間ほどかかります。

※書類不備等により受付できない場合は翌月以降に先送りとなりますので事前相談や余裕を持った申請を行ってください。

八重瀬町農業委員会 [TEL098-998-9840](tel:098-998-9840)